

# 「観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト（市内の担い手確保・流出防止及び受入事業者の環境改善）」 業務委託に係るプロポーザル募集要項

## 1 事業の趣旨

雇用情勢が好調な一方で京都市内（以下「市内」という。）中小企業の担い手不足は顕著となっている。特に、観光関連産業においては、インバウンド等による観光客の急増に伴い、非正規雇用によりサービスを維持しているなど、非正規雇用率や若年層の離職率も高く、改善に向けた重点的な対策が求められる。

本事業では、市内の観光関連事業者（（別紙）対象業種一覧表の業種に限る。）を対象に、経営者の意識改革や若手従業員のスキルアップのためのセミナー等を実施することで、従業員の定着率向上を図るとともに、IT活用等のための助言・指導を行う専門家を派遣し、生産性向上や雇用環境の改善を促進し、京都観光を支える担い手を確保と流出防止を目指す。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名 「観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト（市内の担い手確保・流出防止及び受入事業者の環境改善）」
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 委託上限額 19,300千円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府及び京都市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員

- である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 4 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次に示すところにより、別添様式の「観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト（市内の担い手確保・流出防止及び受入事業者の環境改善）」の業務委託プロポーザル応募申請書（以下「応募申請書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

##### (1) 担当部署（提案先）及び問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部地域企業振興課（担当 小倉，柴田）

##### (2) 募集要項等の配布

ア 配布期間 公募開始日から令和元年5月24日（金）まで  
（京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く。午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、次のホームページからダウンロードできる。

京都府HP 入札・プロポーザル情報

<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>

京都市HP 市政情報⇨入札・契約⇨入札・公募型プロポーザル情報⇨産業観光局

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0.html>

##### (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和元年5月27日（月）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送（アの提出期限内必着で書留郵便に限る。また、必ず到達確認を行うこと。）で提出すること。

なお、持参による受付を行う時間は、京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

## 5 応募書類

### (1) 提出書類及び提出部数

ア 応募申請書（別添様式1）：1部

イ 企画提案書（任意様式）：7部

ウ 見積書（任意様式）：1部

提案された事業一切に係る積算根拠を明示すること。

エ 企画提案者の概要が分かる資料（法人登記簿謄本（発行日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為の写し等）：1部

オ 直近の決算書又はこれに類する書類：1部

カ 京都府税及び京都市税の滞納がないことの証明：1部

キ 消費税及び地方消費税の納税証明：1部

※カ及びキについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

ク 宣誓書（別添様式2）：1部

### (2) 記載要領等

(1) の提出書類のうち、企画提案書及び見積書については、「6 企画提案書記載要領」及び「7 見積書の提出」を参照すること。

### (3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「3 参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

令和元年5月10日（金）午後5時まで

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

様式は自由とする。次の宛先に電話、FAX又は電子メールで問い合わせること。（団体名、担当者名及び連絡先を明記すること。）

<京都市産業観光局商工部地域企業振興課>

・電話番号：075-222-3756

（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

・FAX番号：075-222-3331

（FAXでの質問の場合は、送信後上記時間内に電話で着信確認を行うこと。）

・アドレス：chiikigyo@city.kyoto.lg.jp

（件名は「観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト（市内の担い手確保・流出防

止及び受入事業者の環境改善)」とする。)

エ 回答日時

令和元年5月14日(火)

オ 回答方法

質問への回答はホームページに掲載し、個別には回答しない。

#### (4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

イ 失格となる応募申請書及び企画提案書

応募申請書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの(提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、今後実施する京都府及び京都市におけるプロポーザル及び競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。)

(オ) 価格提案書の金額が第2(4)の委託上限額を超える場合

(カ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(キ) 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(ク) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ウ その他

(ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により京都府及び京都市の承諾を得た場合のほかは認めない。

(オ) 全ての提出書類は、返却しない。

(カ) 応募申請者が1者の場合にあつては、本プロポーザルを中止することがある。

## 6 企画提案書記載要領

- (1) 提案者は、本書及び仕様書に記載した要件を遵守した上で、提案者独自の創意工夫を凝らした提案を行うよう努めること。
- (2) プロポーザルの結果、受託候補者に決まった者は、別紙仕様書を基に契約締結時に契約書に添付する仕様書を作成すること。
- (3) 様式は任意とするが、原則、A4サイズ（両面使用）とすること。ただし、図面等はA3版の用紙をA4サイズに折り込むことを可とする。
- (4) 専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力わかりやすい表現で記載することとし、紙媒体で提出すること。
- (5) 企画提案書の内容には、法人名等の提案者を類推できる表現を使用しないこと。

## 7 見積書の提出

仕様書に記載する委託対象経費について、見積書を作成し、提出すること。

見積書の提出にあたっては、消費税込で提出するとともに、税率ごとの消費税を明記すること。

委託金額の上限額を上回る価格で見積書を提出したときは、失格とする。

著しく低い価格で見積書を提出したときは、諸法令が遵守されているかなど、見積書の内容を事業者を確認したうえで、失格とする場合がある。

## 8 受託候補者の選定

提案者からの企画提案書等の書類及びプレゼンテーションに基づき、外部有識者からの意見等を参考の上、受託候補者の選定を行う。

### (1) プレゼンテーションの日程及び場所

未定 ※詳細は、提案者に別途通知します。

### (2) 選定基準

業務受託候補者を選定する際の、評価基準、評価内容は、次のとおりとする。

#### ア 運営力（30点）

- 業務実施体制
- 迅速性
- 運営計画・手法の安全性
- 情報管理

#### イ 企画力・広報力（45点）

- 定着率向上セミナー（従業員向け）
- 定着率向上セミナー（経営層向け）
- 生産性向上のための専門家の派遣
- 市内観光関連事業者向け広報
- 追加提案

ウ 実績及び見積額等（25点）

- 類似業務実績
- 経費見積
- 府内企業であるか

(3) 受託候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) 通知

採択結果については、全提案者に対して速やかに郵送で通知する。

(5) 公表

選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- ア 候補者の名称、総合点及び選定理由
- イ ア以外の参加者の名称及び総合点
  - ※ ア以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
  - ※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- ウ 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が第2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(7) 契約

ア 契約交渉の相手方に選定された者と京都府及び京都市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が調った場合、委託契約を締結する。

イ 受託者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなけれ

ばならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号のいずれかに該当及び京都市契約事務規則第30条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

ウ 契約代金の支払いについては、原則、事業終了後の精算払いとする。ただし、事業の円滑な推進を図るため、必要な場合は、人件費相当額について、請求がある場合に限り、前払いするものとする。

エ 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

オ 契約内容は、別紙仕様書及び受託者の提案書の内容を踏襲するものとする。

## 9 その他注意点

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都府及び京都市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業で知り得た個人情報及び企業情報等については、本事業の目的にのみ使用できるものとし、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に取り扱うこと。
- (4) その他、本件に関して疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、決定するものとする。

別紙) 対象業種一覧表 (26業種)

日本標準産業分類 (中分類)	
09 食品製造業	42 鉄道業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	43 道路旅客運送業
11 繊維工業	56 各種商品小売業
12 木材・木製品製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
13 家具・装備品製造業	58 飲食料品小売業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	60 その他小売業
16 化学工業	70 物品賃貸業
21 窯業・土石製品製造業	72 専門サービス業
24 金属製品製造業	75 宿泊業
32 その他の製造業	76 飲食店
39 情報サービス業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
40 インターネット付随サービス業	79 その他の生活関連サービス
41 映像・音声・文字情報制作業	80 娯楽業